



基安安発 0329 第 6 号  
基安労発 0329 第 3 号  
基安化発 0329 第 3 号  
令和 6 年 3 月 29 日

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

労 働 衛 生 課 長

化学物質対策課長

令和 6 年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建設業における死亡災害発生状況を見ると、令和 5 年の死亡者数（令和 6 年 3 月速報）は 212 人となっており前年同期の 272 人と比べ 22% 程度減少し、過去最少となる見込みであるものの、全産業に占める割合は死亡者数 725 人のうち 29.2% となるなど、依然として高い状況を継続しています。

厚生労働省では、従前より、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づく措置の的確な実施、自主的な安全衛生活動の促進等を図ることにより、建設業における安全衛生対策を推進してきたところですが、労働災害のなお一層の減少に向けて、労働災害防止対策を更に推進することが求められています。

このような中、2023 年 4 月から 2028 年 3 月までの 5 年間を計画期間とする第 14 次労働災害防止計画（令和 5 年 3 月 8 日厚生労働省策定、令和 5 年 3 月 27 日公示）が策定されたところ、その 2 年度目である令和 6 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項について別添のとおり定めましたので、別添を傘下の関係者等に御周知されること等により、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。